

令和2年6月10日

再開時の基本的考え方

秋田県剣道連盟

- 1 稽古にあたっては面マスクを着用する。シールドとの併用を強く推奨する。(シールドのみでは不十分である。)
- 2 日本剣道形、木刀による基本技稽古法練習時は市販のマスクでも可能とする。
- 3 面の装着なしの練習は、概ね2メートル以上の距離をとること。マスク着用は状況に応じ着用、非着を検討する。また、つばぜり合いは発声をひかえ極力さけること。
- 4 高齢者は、若年層以上の配慮のもとに再開すること。
- 5 居合道、杖道はともに口マスクを着用する。
- 6 ガイドラインと稽古計画は各団体がそれぞれ作成する。作成したガイドライン及び稽古計画は、その団体内の特性に応じて作成するもので、秋剣連等に提出等は不要である。

以上の措置は、暫定的なものであり全剣連からの通知や感染状況の推移により変更はありえる。